

猫を飼われている皆様、野良猫に餌やりをしている皆様へ

最近川俣町内で、「猫のフン・尿の臭いで迷惑している。」「猫が道路に死んでいる。」「置き餌が散らかり害虫が発生している。」などの苦情が多く寄せられています。所有者がいない(分からない)猫、いわゆる「野良猫」に餌を与えている方は、その猫の管理者(飼育者)となります。

管理している猫が、他人に危害を与えた場合(怪我をさせたり、物を破損した等)、民事訴訟により、多額の損害賠償を請求される場合もあります。(民法第718条)

町では、野良猫の管理者に置き餌をしないことや猫の室内飼育・不妊去勢手術を薦めておりますが、残念なことに道路での交通事故などにより、亡くなる猫は減っていません。一匹でも不幸な運命を辿る猫を減らすため、下記のことを守っていただきますようお願いいたします。

1 猫は室内飼育をしましょう。

- ・ 交通事故、感染症、迷子、予期せぬ繁殖・・・屋外には危険がいっぱいあります。
- ・ フン尿被害、花壇を荒らす、爪で車を傷つけるなど、ご近所様に迷惑をかけている恐れもあります。
- ・ 災害が起きた際に室内飼育をしていれば、同行避難が可能です。

2 迷子札をつけましょう。

- ・ 所有者を知らせる迷子札やマイクロチップにより、迷子時や災害時に備えましょう。
- ・ もし、不慮の事故で猫が亡くなったとき、迷子札がついていれば町から飼い主へ連絡ができます。

3 不妊去勢手術を受けさせましょう。

- ・ 猫は繁殖力が強く、年2～4回、1回に4～8匹出産することもあります。
- ・ メスは生後4～12か月、オスは生後8～12か月で性成熟し、交尾が可能となります。
- ・ 手術をすることで、マーキング(尿スプレー)や発情を防ぐことができ、飼いやすくなります。
(また、手術することで一部の病気に罹患しづらくなります。)

4 置き餌や野良猫に餌を与える行為はやめましょう。

- ・ 置き餌は自分が飼育していない野良猫にも結果的に餌を与える行為です。
- ・ 常に餌がある状態になると、猫が栄養を取りすぎてしまい病気になってしまったり、栄養状態が良いため、妊娠しやすくなってしまいます。
- ・ 餌を狙い害虫やねずみ等が発生する場合があります。

野良猫に関するご相談は、**福島県動物愛護センター**(TEL024-953-6400)
または、**下記問合せ**までお願いいたします。

問合せ 川俣町町民税務課生活環境係(TEL024-566-2111(内線 1307))



餌は気持ちだけで
ありがたいニャ！